

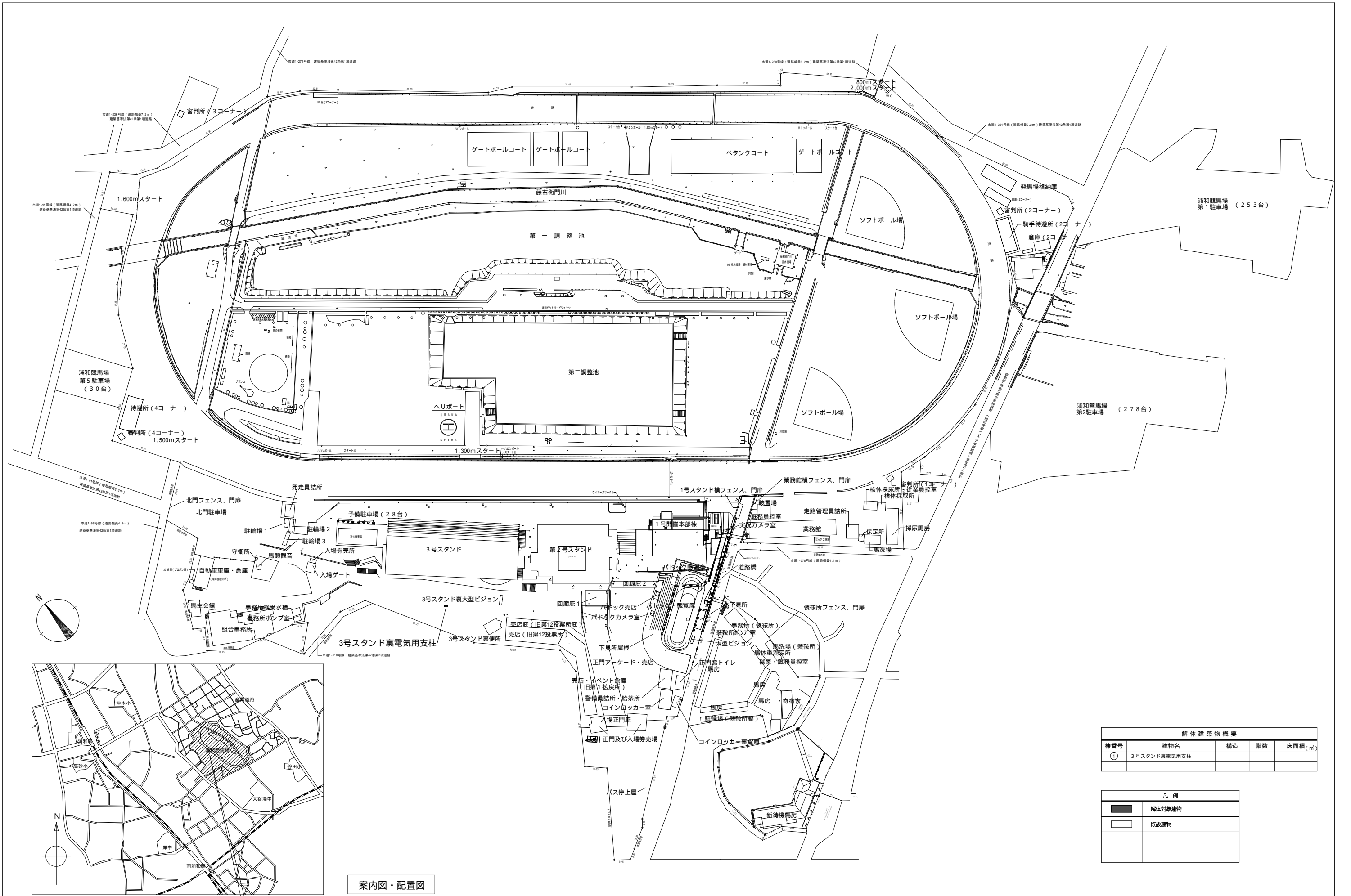
特記;以下、工事名称を「浦和競馬場設備棟建築工事」と読み替える

浦和競馬場3号スタンド裏 電気用支柱解体工事

図面リスト		
図番	図面名称	縮尺
K - 01	特記仕様書(解体その1)	NONE
K - 02	特記仕様書(改修その2)	NONE
K - 03	案内図・配置図	1/1,000
K - 04	仮設計画図【参考図】	1/300
K - 05	平面図・断面図	1/30

課長	技術参与	主査	主査	担当		 株式会社 共同設計社 1級建築士事務所 1級建築士大臣登録第107401号 栗田 政明	設計年月日	2022年3月31日	査閲	設計	製図	工事名称	浦和競馬場3号スタンド裏電気用支柱解体工事	図面番号	K - 00
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島			変更年月日						図面名称	図面リスト	縮尺

3 特別管理産業廃棄物の処理	<p><5.4.1></p> <table border="1"> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・廃石棉等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PCBを含む機器類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃酸/廃アルカリ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ダイオキシン類</td> <td></td> </tr> </table> <p>処理施設 ・監督員と協議</p>	特別管理産業廃棄物の種類	備考	・廃石棉等		・PCBを含む機器類		・PCB含有シーリング材		・廃油		・廃酸/廃アルカリ		・ダイオキシン類		8 リフラクトリーセラミックファイバーの処理	<p>除去処理対象物 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 埋立処分(安定型最終処分場)</p> <p>9 その他 ・ 近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。</p>	<p>(写真撮影) 1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。 (1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 (2) 損傷名及び損傷の程度(計測) (3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>(事後調査) 1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度の調査を行うものとする。 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。</p> <p>調査の作成 受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>(事前調査書及び図面) 一 調査区域位置図 二 調査区域平面図 三 建物等調査一覧表 四 建物等調査書(平面図・立面図等) 五 損傷調査書 六 写真集</p> <p>(事前調査書及び図面の作成) 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに作成する。 (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠(外壁)を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。 (2) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号(同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合)の順に建物等の所在地及び番地、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。 四 建物等調査書(平面図・立面図等)は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。 (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。 (2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面(東西南北)を作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。 (3) その他調査図(基礎状況図、屋根状況図及び換気図)は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細(スケッチ)図を作成することが適当であると認められるものについては、スケッチによる調査図を作成する。 (4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。 五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称(室名)、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。 六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。</p> <p>(事後調査書等の作成) 1 受注者は、事前調査書及び図面に基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p>																																																																																									
		特別管理産業廃棄物の種類	備考																																																																																																								
・廃石棉等																																																																																																											
・PCBを含む機器類																																																																																																											
・PCB含有シーリング材																																																																																																											
・廃油																																																																																																											
・廃酸/廃アルカリ																																																																																																											
・ダイオキシン類																																																																																																											
4 PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類	5 PCB含有シーリング材	除去処理工事 除去範囲 図示 撤去方法 「標準施工要領書(日本シーリング工業協会同組合連合会/日本シーリング材工業会)」による。	7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査	<p><7.1.3></p> <table border="1"> <tr> <th>分析調査を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>部位 図示</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位 図示</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位 図示</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位 図示</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td></td> </tr> </table> <p><7.3.1></p> <table border="1"> <tr> <th>回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ フロン(冷媒)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 建材用断熱材フロン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ハロン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ イオン化感知器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 六ふ化硫黄(SF6)ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ P F O S (ペルフルオロ(ポリ)エーテル)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 特定化学物質()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他の特殊な建設副産物()</td> <td></td> </tr> </table>	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考	部位 図示	箇所数: 箇所		部位 図示	箇所数: 箇所		部位 図示	箇所数: 箇所		部位 図示	箇所数: 箇所		回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備考	・ フロン(冷媒)		・ 建材用断熱材フロン		・ ハロン		・ イオン化感知器		・ 六ふ化硫黄(SF6)ガス		・ P F O S (ペルフルオロ(ポリ)エーテル)		・ 特定化学物質()		・ その他の特殊な建設副産物()																																																																					
分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考																																																																																																									
部位 図示	箇所数: 箇所																																																																																																										
部位 図示	箇所数: 箇所																																																																																																										
部位 図示	箇所数: 箇所																																																																																																										
部位 図示	箇所数: 箇所																																																																																																										
回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備考																																																																																																										
・ フロン(冷媒)																																																																																																											
・ 建材用断熱材フロン																																																																																																											
・ ハロン																																																																																																											
・ イオン化感知器																																																																																																											
・ 六ふ化硫黄(SF6)ガス																																																																																																											
・ P F O S (ペルフルオロ(ポリ)エーテル)																																																																																																											
・ 特定化学物質()																																																																																																											
・ その他の特殊な建設副産物()																																																																																																											
6 ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 処分方法	2 回収及び処分	回収又は処分 ・ 機械設備図による	8 周辺建築物等調査	1 周辺建築物等調査	<p>(調査) 1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。</p> <p>(一般的事項調査) 1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。 一 建物の敷地ごとに建物等(主たる工作物)の敷地内の位置関係 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 三 建物等の所在地及び番地並びに所有者の氏名及び住所 四 現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。 四 その他調査書の作成に必要な事項</p> <p>(事前調査) 1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 輪部 三 開口部 四 床 五 天井 六 内壁 七 外壁 八 屋根 九 水回り 十 外構</p> <p>2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。 二 コンクリート基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況(最大幅、長さ)を計測する。 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況(大きさ)を計測する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 輪部(柱及び軒居)に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物の工事箇所にも最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(敷居)から1メートルの高さの点とする。 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部(建具等)に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との間隔の最大幅の点とする。 三 建具の開閉が滑らかにできないもの、又は開閉不能及び施設不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 えん甲板張り等の居室(敷居の居室を除く。)について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 二 床仕上げ材に亀裂及びひび割れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況(最大幅、長さ又は大きさ)を計測する。 三 梁又は大引、根太等床材に蟻みが生じているときは、その程度を調査する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にちり切れ(柱及び内法材と壁との分離)が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、すべて亀裂の計測をする。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 四方の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根(庇、雨樋を含む。)に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根状況図を作成し、次の調査を行うものとする。 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。 11 水廻り(浴槽、台所、洗面所等)に亀裂、破損、漏水が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 浴槽、台所、洗面所等の床、床、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。 二 給水、排水などの配管に蟻み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構(テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物)に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じて、当該工作物の平面図、立面図を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</p>																																																																																																					
6 石綿含有建材の除去及び処理	<p>1 石綿含有建材の事前調査</p> <p>石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。 調査範囲 () 図示 () 貸与資料 ()</p> <p>2 石綿含有分析調査</p> <p>分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフライライト、トシモライト</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">材料名</th> <th colspan="4">定性分析方法</th> <th colspan="4">定量分析方法</th> </tr> <tr> <th>JIS A 1481-1</th> <th>JIS A 1481-2</th> <th>JIS A 1481-3</th> <th>JIS A 1481-4</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>・アゾノ防水(屋根)</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> </tr> </table> <p>サンプル数 1箇所あたり3サンプル 吹付け材及び保温材等は 1.0cm²/箇所 箇所とする。 成形板は 1.0cm²/箇所 箇所とする。 採取箇所 図示 分析結果については監督員に提出すること。</p> <p>3 石綿粉じん濃度測定</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">測定時期、場所及び測定点</th> <th colspan="2">測定点</th> </tr> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> </tr> <tr> <td>測定1</td> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内 ・各2点 ()点</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>測定2</td> <td>処理作業前</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点</td> </tr> <tr> <td>測定3</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>()点</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>測定4</td> <td>処理作業中</td> <td>出入口 ・各1点 ()点</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>測定5</td> <td>処理作業中</td> <td>集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>測定6</td> <td>処理作業中</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点</td> </tr> <tr> <td>測定7</td> <td>測定7</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内 ・各2点(各1点は各1点) ()点</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>測定8</td> <td>処理作業後(清掃)</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点</td> </tr> <tr> <td>測定9</td> <td>測定9</td> <td>処理作業後(1時間経過)</td> <td>処理作業室内 ()点</td> </tr> <tr> <td>測定10</td> <td>測定10</td> <td>処理作業後(1時間経過)</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界 ()点</td> </tr> </table> <p>さいたま市内で測定を行う場合は市条例を遵守して実施すること。</p> <p>測定方法 測定5のみ 粒子カウンター、粉じん相対温度計(7.5%相対湿度計)、繊維状粒子自動計測器(7.5%相対湿度計)等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">測定5以外は下表による</th> </tr> <tr> <th></th> <th>測定3</th> <th>測定1,4,7,9</th> <th>測定2,6,8,10</th> </tr> <tr> <td>ノズル径(mm)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量(L/min)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間(min)</td> <td>5</td> <td>120</td> <td>240</td> </tr> </table>	材料名	定性分析方法				定量分析方法				JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4					・アゾノ防水(屋根)	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	・	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	測定時期、場所及び測定点		測定点		適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定1	測定1	処理作業前	処理作業室内 ・各2点 ()点	測定2	測定2	処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点	測定3	測定3	処理作業室内	()点	測定4	測定4	処理作業中	出入口 ・各1点 ()点	測定5	測定5	処理作業中	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	測定6	測定6	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点	測定7	測定7	処理作業後	処理作業室内 ・各2点(各1点は各1点) ()点	測定8	測定8	処理作業後(清掃)	施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点	測定9	測定9	処理作業後(1時間経過)	処理作業室内 ()点	測定10	測定10	処理作業後(1時間経過)	施工区画周辺又は敷地境界 ()点	測定5以外は下表による					測定3	測定1,4,7,9	測定2,6,8,10	ノズル径(mm)	25	25	47	試料の吸引流量(L/min)	1	5	5	試料の吸引時間(min)	5	120	240	8 周辺建築物等調査	1 周辺建築物等調査	<p>(事前調査) 1 受注者は、事前調査書及び図面に基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。</p> <p>対象エリア及び建物リスト等 図示による ()</p> <p>共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う 「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。</p>
材料名	定性分析方法				定量分析方法																																																																																																						
	JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4																																																																																																							
・アゾノ防水(屋根)	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所																																																																																																			
・	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所																																																																																																			
測定時期、場所及び測定点		測定点																																																																																																									
適用	測定名称	測定時期	測定場所																																																																																																								
測定1	測定1	処理作業前	処理作業室内 ・各2点 ()点																																																																																																								
測定2	測定2	処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点																																																																																																								
測定3	測定3	処理作業室内	()点																																																																																																								
測定4	測定4	処理作業中	出入口 ・各1点 ()点																																																																																																								
測定5	測定5	処理作業中	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)																																																																																																								
測定6	測定6	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点																																																																																																								
測定7	測定7	処理作業後	処理作業室内 ・各2点(各1点は各1点) ()点																																																																																																								
測定8	測定8	処理作業後(清掃)	施工区画周辺又は敷地境界 ・4方向各1点 ()点																																																																																																								
測定9	測定9	処理作業後(1時間経過)	処理作業室内 ()点																																																																																																								
測定10	測定10	処理作業後(1時間経過)	施工区画周辺又は敷地境界 ()点																																																																																																								
測定5以外は下表による																																																																																																											
	測定3	測定1,4,7,9	測定2,6,8,10																																																																																																								
ノズル径(mm)	25	25	47																																																																																																								
試料の吸引流量(L/min)	1	5	5																																																																																																								
試料の吸引時間(min)	5	120	240																																																																																																								
4 石綿含有吹付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 図示 除去の方法 [9.1.3]による 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 密封処理 湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設または無害化処理施設)	6.3.1-3	9 その他	<p>①解体工事全般</p> <p>○基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。 ○大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。 ○工事中に破損した存置構造物、境界標等は必ず現状復旧すること。</p>																																																																																																							
5 石綿含有保温材等の除去(レベル2)	除去の方法 [9.1.4](2)～(5)による(原形のまま、手ばらしが可能な場合) 除去対象範囲 図示 [9.1.3]による(損傷、劣化等で石綿粉塵を発生させる可能性がある場合) 除去対象範囲 図示 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 密封処理 湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設または無害化処理施設)	6.4.1-4																																																																																																									
6 石綿含有成形板の除去(レベル3)	除去対象範囲 図示 除去した石綿含有成形板の処分 ・石綿含有せっこうボード ・埋立処分(管理型最終処分場) ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設または無害化処理施設)	6.5.1-4																																																																																																									
7 石綿含有建築用仕上塗材等の除去	除去対象範囲 図示 着工前の試験施工を行う(行わない) 除去方法 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止 密封処理 湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設または無害化処理施設)																																																																																																										



案内図・配置図

解体建築物概要				
種番号	建物名	構造	階数	床面積 (㎡)
①	3号スタンド裏電気用支柱			

凡例	
	解体対象建物
	既設建物

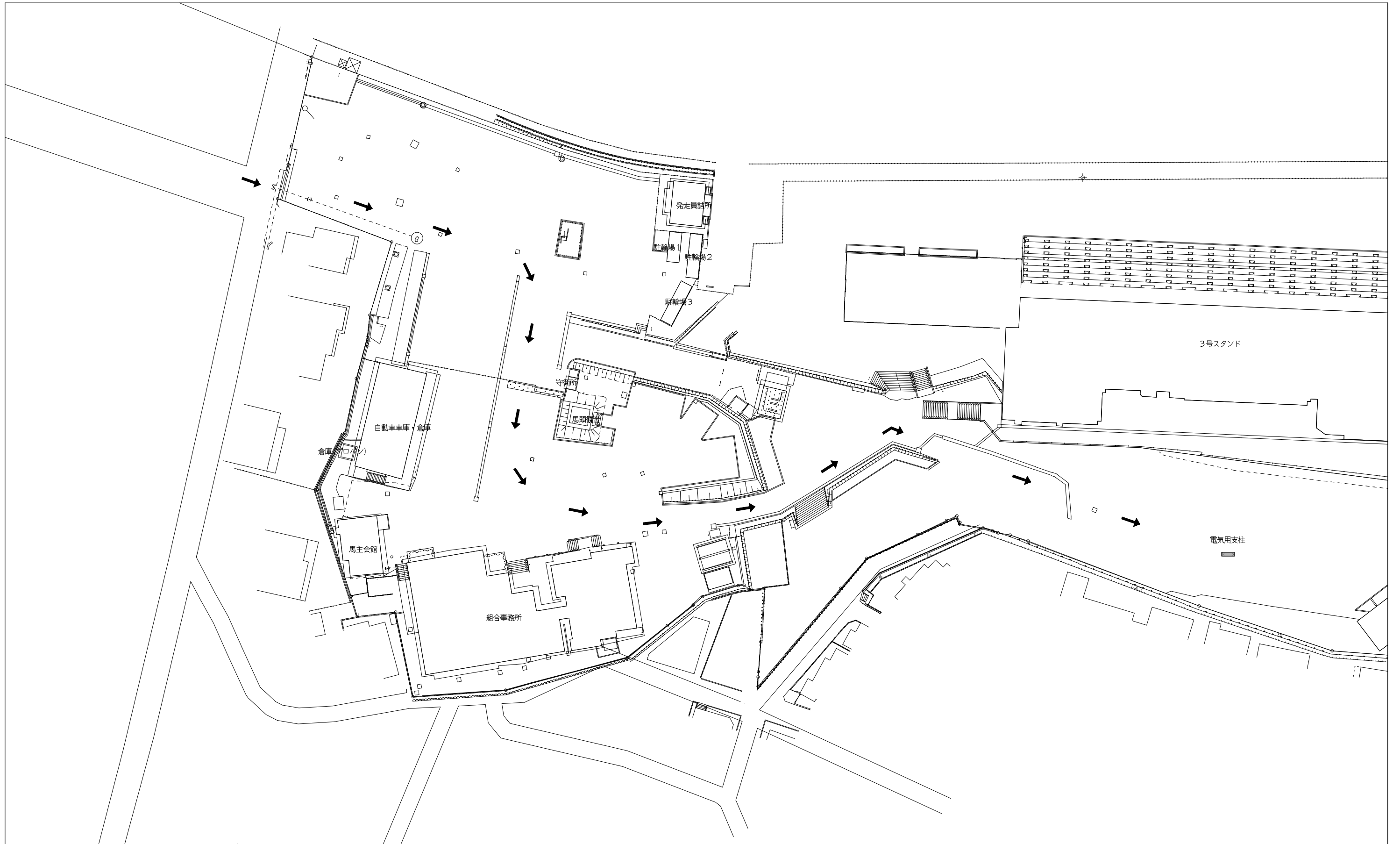
工事場所：浦和競馬場 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

課長	技術参与	主査	主査	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島

株式会社 共同設計社
 1級建築士事務所 1級建築士大臣登録第107401号 栗田 政明

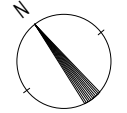
設計年月日	2022年 3月 31日	査閲	設計	製図
変更年月日				

工事名称	浦和競馬場 3号スタンド裏電気用支柱解体工事	図面番号	K - 03
図面名称	案内図・配置図	縮尺	A1 : 1/1000 (A3 : 1/2000)



3号スタンド

電気用支柱



【注記】
 1. 仮設計画図は参考図とし、各種仮設材の設置位置及び期間等については実際の工事時点での現場状況によると共に監督員と協議の上、施工計画書を作成して承諾を得ること。
 2. 仮設工事以外の部分を破損等させた場合、請負者の負担で復旧すること。

凡例	
	解体対象建物及び工作物
	工事車両進入路

課長	技術参与	主査	主査	担当
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島

株式会社 共同設計社
1級建築士事務所 1級建築士大臣登録第107401号 栗田 政明

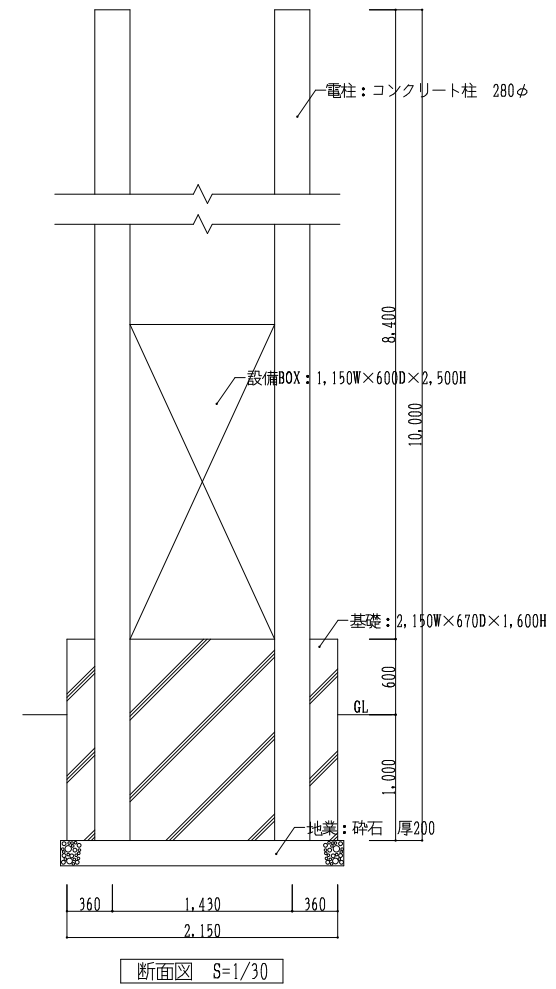
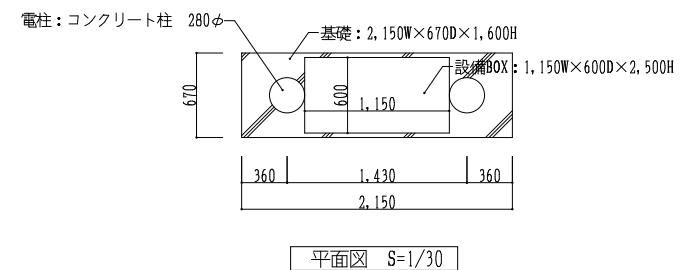
設計年月日	2022年 3月 31日
変更年月日	

査閲	設計	製図
----	----	----

工事名称	浦和競馬場 3号スタンド裏電気用支柱解体工事
図面名称	仮設計画図


図面番号	K - 04
縮尺	A1 : 1/300 (A3 : 1/600)

【参考図】



※GL以下は想定寸法とする。

【注記】
 ・特記なき限り、図中記載のものは撤去とする。

課長	技術参与	主査	主査	担当		 株式会社共同設計社 <small>1級建築士事務所 ・ 1級建築士大臣登録第107401号 栗田 政明</small>	設計年月日	2022年 3月 31日	査閲	設計	製図	工事名称	浦和競馬場3号スタンド裏電気用支柱解体工事	図面番号	K - 05
飛塚	中里	岩崎	矢島	矢島			変更年月日						図面名称	平面図・断面図	縮尺